

多摩市議会議長交際費支出基準

平成14年 7月 1日制定
平成15年10月 1日改正
平成18年12月11日改正
平成24年 8月 1日改正
平成25年10月11日改正
平成27年 3月31日改正

1 目的

この基準は、議長又は議長から委任を受けた副議長が議会運営上の対外的活動において、相手方に対する相応の儀礼行為を行い、又は市議会を代表し円滑な交際を行う上で有益と認められる場合に支出する議長交際費の支出基準を定め、適正な執行を図ることを目的とする。

2 議長交際費の額

議長交際費の額は、毎年度、予算で定める。

3 支出基準

議長交際費は、次に該当する場合に支出することができる。支出にあたっては内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。また、市及び他の行政委員会等との関連に留意し、適正に執行するものとする。

(1) 祝 金

各種団体の周年記念事業、施設開所記念事業等、全国大会等への出場祝い等その他多摩市議会を代表して祝意を表す必要がある行事等

5,000円～10,000円

ただし、行事の規模及び参加人数等により調整することができる。行政関係団体（国、東京都、東京都内区市町村、多摩市出捐団体等）が主催者の場合は支出しない。

(2) 寸 志

各種団体の懇親会、懇談会、交流会、反省会、賀詞交歓会、新年会、名刺交換会等で飲食を伴うもの

5,000円～10,000円

ただし、行事の規模及び参加人数等により調整することができる。行政関係団体（国、東京都、東京都内区市町村、多摩市出捐団体等）が主催者の場合は支出しない。

- (3) 傷病見舞金
市議会議員、市長、行政委員会委員その他市行政関係役職者等が2週間以上入院した場合の見舞金 10,000円以内
ただし、同一傷病につき1回とする。
- (4) 弔慰金
別表の基準により、支出する。
- (5) 来賓等賄い
茶菓子代等 実 費
- (6) 参加負担金
会費、参加費、負担金、賛助金等 実 費
- (7) その他
- ① 行政視察等手土産代 3,000円以内（税、送料除く。）
ただし、東京都内の自治体を除く。
 - ② 公用名刺印刷代 実 費
 - ・ 議長・副議長分は、全額負担
 - ・ 各委員長は、最初の1箱のみ公費負担
 - ③ その他特に議長が必要と認めたもの 実 費

4 附 則

- (1) 本基準は、平成14年7月1日より施行する。
- (2) 本基準の施行に伴い「交際費支出の考え〔議会事務局〕」は、これを廃止する。

附 則

- (1) 本基準は、平成15年10月1日より施行する。

附 則

- (1) 本基準は、平成18年12月11日より施行する。

附 則

この基準は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年 3月31日から施行する。

<別表>

区 分		弔 慰 金 等	
		生花、花輪又は10千円	生花、花輪又は5千円
市 議 会 議 員	現	本人	配偶者・家族
	前・元	—	本人
市長・副市長・教育長	現	本人	配偶者
	前・元	本人	—
一 般 職 員	現	本人	—
国会議員（多摩市選挙区選出）	現	本人	配偶者・家族
	前・元	—	本人
都議会議員（多摩市選挙区選出）	現	本人	配偶者・家族
	前・元	—	本人
他 市	議 長	現	本人
上記の他議長が特に認めたもの			

備考

- 1 この表において「家族」とは、一親等血族又は同居の一親等姻族をいう。
- 2 生花、花輪については、10千円から15千円相当（税除く。）とする。
- 3 特別職が他の公職を兼ねている場合は、特別職として取り扱うものとする。